

主 文

原判決を破棄する。被告人を懲役六月及び罰金参千円に処する。右罰金を完納することができないときは金式百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。但し本裁判確定後貳年間右懲役刑の執行を猶予する。被告人に対し公職選挙法第二百五十二条第一項の規定を適用しない。原審及び当審の訴訟費用は全部被告人の負担とする。

論旨第一点について。よつて記録を調査すると、原審公判廷において検察官が自ら取調べを請求した証人を尋問するに当り、所論指摘のような誘導尋問をし、自己の希望する内容を窺知すること、暗示する方法を以てする尋問と解すべきところ、刑事訴訟法にはかかる尋問を禁止する規定はないが、供述者は尋問者の希望する答弁の内容が暗示され、延いては裁判官の事実認定を誤らしめる虞があるから、原則として誘導尋問はこれを許すべきでなく濫りに誘導尋問をする場合には裁判長の訴訟指揮権又は訴訟関係人の〈要旨第一〉異議により、これを制限又は中止させることができるものと解すべきである。しかしながら供述者が日時の経過〈要旨第一〉その他の理由で記憶を喪失し又は記憶が薄らいだような場合には、記憶を呼び起すに必要な事項を告げ又はその他適当な方法が記憶を呼び起させることは、その尋問が誘導尋問であつても眞実発見のためには已むを得ないのであつて、かかる場合にはこれを禁止する理由はないのである。故に誘導尋問によつてなされた供述又はこれを録取した調書であつても、単に誘導尋問によつてなされたという理由のみで直ちにその証拠能力を否定すべきものではなく、その尋問が供述者の記憶を呼び起させるためその他已むを得ないもので特に不当な尋問でない場合にはこれに証拠能力を認め、ただその証明力については裁判官の自由心証に委せるべきものと解すべきである。これを本件について見るに所論指摘の証人は原審公判廷において検察官より尋問を受くるに当り、被告人が訪問した日時、目的等について記憶を喪失し又は記憶が薄らいで正確な供述ができなかつたため、検察官が証人の記憶を呼び起させるため已むを得ず証人が前に検察官に対して供述した内容に基いて尋問したことが右調書の記載に照らし自ら窺われるのであつてこれを以て特に不当な尋問とは認められないし、被告人又は弁護人から右検察官の尋問に対して何等異議を述べた形跡も認められないから、原審が自由な判断によりこれを採用して断罪の資料としたことは違法の措置とは認められない。次に証人A及びBに対する各尋問調書中、被告人が同人等方を訪問した目的に關する部分の同証人等の供述はこれを仔細に検討してみると、被告人が同証人等方を訪問した際の被告人の言動を直接実験した事実から推測した事項を述べたものであつて単なる意見、判断乃至想像を述べたものでないことが明らかであり、また証人Cに対する検察官の尋問中「証人が館林区検察庁で調べられた際述べたことは間違つていないか」との問を發していることは記録上明らかであるが（但し所論の如く尋問の昌頭においてしたものではない）これがため特に同証人の証言の自由を抑圧するような不当な尋問とも認められない。更にまた証人Dに対する尋問調書によると同証人は被告人が同証人方を訪問した日時は六月下旬であると述べているがしかしまた同時に同証人は被告人が来たのはその時被告人から貰つた名刺（前橋地方裁判所太田支部昭和二十八年領第二号の一）を駐在所の巡査に提出した日より十日位前であつた記憶があると述べており、同証人作成名義の任意提出書（被告人はこれを証拠とすることに同意している）は昭和二十七年七月十七日附となつている点より見れば、被告人が同証人方を訪問したのは同年七月初頃と認めるのが相当であるから、原審が右証人Dに対する尋問調書により被告人の訪問した日時を七月初頃と認定したことを以て証拠に依らないで事実を認定したとの非難は正当でない。これを要するに所論において証拠能力がないと主張する各証拠はいずれも証拠能力を具有するものであり、原判決挙示の証拠を綜合すれば原判示第一の事實は被告人が訪問した日時及び目的の点を含め、すべてこれを優に認めることができるのである。所論は証人の証言の片言雙語を捉えて全趣旨を諒解せず又は原審が採用しない証人Eの証言及び被告人の供述を唯一の根拠として原審が適法になした事実認定を論難攻撃するものであるから正当でない。記録を精査するも原判決には所論のように証拠に基かないで事実を認定したという違法は存しないのである。論旨は理由がない。

論旨第二点について。



